## 法人市民税の税率表

## 1 法人税割

	税率		
法人の区分	以前に開始する	平成26年10月1日 以後に開始する 事 業 年 度	以後に開始する
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規 定する相互会社			
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額(分割法人については分割前の法人税額)が年500万円を超える法人	14. 7%	12. 1%	8.4%
* 法人税額の算定期間が1年に満たない場合は、法人税額500万円に当該法人税額の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した額となります。			
上記以外の法人	12.3%	9. 7%	6. 0%

## 2 均等割

		Ţ	
法人等の区分		税率(年額)	
資本金等の額	人数	(大) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
1 千万円以下	新座市内の従業者数50人以下	50,000円	
	新座市内の従業者数50人超	120,000円	
1 千万円超 1 億円以下	新座市内の従業者数50人以下	130,000円	
	新座市内の従業者数50人超	150,000円	
1億円超 10億円以下	新座市内の従業者数50人以下	160,000円	
	新座市内の従業者数50人超	400,000円	
10億円超 50億円以下	新座市内の従業者数50人以下	410,000円	
	新座市内の従業者数50人超	1,750,000円	
50億円超	新座市内の従業者数50人以下	410,000円	
	新座市内の従業者数50人超	3,000,000円	